

ヨークいわきスタジアムスコアボード改修業務委託 仕様書

本仕様書は、本市が求めるスコアボードの標準的な仕様を示すものであり、記載仕様と同等もしくはそれ以上の機能であること。その他部分の仕様は定めず、提案によることとする。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 ヨークいわきスタジアムスコアボード改修業務委託
- (2) 業務場所 いわき市常磐湯本町上浅貝 110-30（ヨークいわきスタジアム内）
- (3) 業務目的 ヨークいわきスタジアム（以下、本球場とする。）は、平成6年の竣工以降、部分改修を実施してきたところではあるが、現在は施設全体の老朽化が進み、なかでもスコアボードは不具合が著しく、また交換部品等の製造中止等による修繕・補修が出来ず、不具合があった場合使用不可となることから、本球場を利用するうえで競技実施に影響が生じないように現状の躯体を活用し、以下のとおり付加価値を有した改修を実施するもの。
 - ア スコアボード機能
 - イ 各種イベントにおける表示機能
 - ウ 災害時避難場所としての表示機能
 - エ 電子看板用の表示機能
- (4) 業務概要 バックスクリーン躯体（縦 8.5m×横 25.0m）を活用し、フルカラー LED 映像方式による電光掲示板に改修するもの。
基本設計、実施設計、既存スコアボード撤去・処分、スコアボード及び付属機器新設（映像等を出力するための端末及びアプリケーションを含む）、電気設備工事等、必要な事項について受注者の責において行うもの。
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月末を目途とする。
※詳細は別途協議する。
※現場の着手は球場利用もあるため、別途指示する。

2 適用法令等

- (1) 本事業の調査・設計及び施工にあたっては、各種関連する法令等及び次の適用図書を遵守すること。なお、相互間に相違のある場合の優先順位は記載の順序とする。
 - ア 質問回答書
 - イ 本仕様書
 - ウ 各種技術基準：
 - (ア) 公共建築設計業務委託共通仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
 - (イ) 公共建築工事標準仕様書（建設工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）

- (ウ) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕設備・環境課）
- (エ) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕設備・環境課）
- (オ) 建築設備工事設計図書作成基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (カ) 建築関係工事共通仕様書（福島県土木部制定）
- (キ) 建築関係設計業務委託共通仕様書（福島県土木部制定）
- (2) 参考図書 既存図面
- (3) その他関係諸法令に基づき完全に施工すること。

3 基本要件

本設備の更新に関わる基本要件は、次のとおりとする。

- (1) バックスクリーン躯体（縦 8.5m×横 25.0m）を活用し、既存スコアボードをフルカラーLED 映像方式による電光掲示板に改修すること。
- (2) スコアボード LED 表示部は高輝度フルカラーLED とすること。
- (3) サブスコアボードについては、既存のものを活用するため、新たな機器との互換性を考慮すること。
- (4) 本設備の更新において、不用となる既存機器等の撤去及び処分を適正に行うこと。
- (5) チーム名、選手名、得点など競技運営に必要な表示項目を踏まえ、視認性、経済性、省エネルギー性及び保守性に優れたものに更新すること。本設備の操作については、専門的知識のないものであっても簡単に操作できる機器及びシステム構成とすること。
- (6) 本施設で開催される大会、イベント等を考慮し、幅広い活用を想定した設備とすること。

4 更新設備の仕様

(1) LED 表示部

- ① チーム名表示（得点表示部）：2 チーム、全角 3 文字以上表示可能
（4 文字以上は自動圧縮表示）
- ② 各イニング得点表示：二桁表示対応
- ③ 合計得点表示
- ④ ヒット数表示
- ⑤ エラー数表示
- ⑥ チーム名表示（オーダー表示部）
- ⑦ 選手名表示
- ⑧ 守備位置表示
- ⑨ 球速表示
- ⑩ 球数表示
- ⑪ 試合経過時間の表示
- ⑫ 審判名表示
- ⑬ 静止画及び動画表示：動画表示は、家庭用ハンディカメラ等によるリアルタイム

ムでの動画表示含む。(①～⑨は1画面で表示可能であること。⑩～⑬は①～⑨と同時にしくは画面切り替えで表示可能であること。)

(2) 判定表示灯：スコア表示に関係なく常時点灯可能とすること。

① 判定表示 (B S O H E F c)

5 その他

- (1) 機器等の不具合や故障等の場合は、迅速に対応できる体制を構築するものとする。
- (2) 改修することにより積載荷重の増加、既存構造体の欠損等がある場合は、予め既存躯体への影響を十分検討し、安全性を確認すること。支障が生じる可能性がある場合は補強、改修等の適切な処理を行うこと。
- (3) 引き渡し時においては、操作マニュアルを作成の上、十分な操作説明会を実施すること。
- (4) 最終的な契約時における設備の仕様については、契約候補者より提出された提案書類に基づき作成するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議によるものとする。